省　令

○総務省令第六十号

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一、別表第三及び別表第五の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十九日

総務大臣　高市　早苗

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～129　略］ 130　法別表第一の七十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第一項又は第六条第一項の認定の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査 二　卸売市場法第六条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ［131～178　略］ （法別表第三の総務省令で定める事務） **第三条**　［略］ ［2～37　略］ 38　法別表第三の七の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　卸売市場法第十三条第一項又は第十四条において準用する同法第六条第一項の認定の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～129　同上］ 130　［同上］ 一　卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十五条第一項の許可の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査 二　卸売市場法第二十一条第一項又は第二項の認可の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査 ［131～178　同上］ （法別表第三の総務省令で定める事務） **第三条**　［同上］ ［2～37　同上］ ［新設］

二　卸売市場法第十四条において準用する同法第六条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 39～64　［略］ （法別表第五の総務省令で定める事務） **第五条**　［略］ ［2～36　略］ 37　法別表第五第十号の十一の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　卸売市場法第十三条第一項又は第十四条において準用する同法第六条第一項の認定の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査 二　卸売市場法第十四条において準用する同法第六条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 38～64　［略］	38～63　［同上］ （法別表第五の総務省令で定める事務） **第五条**　［同上］ ［2～36　同上］ ［新設］ 37～63　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年六月二十一日）から施行する。